

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

目次	ページ
規 則	
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則..... (住宅課)	41
告 示	
○北海道公債の償還(銀行等引受債)..... (財政課)	44
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (循環型社会推進課)	44
○有害興行の指定..... (生活文化・青少年室)	44
○土地改良法による道営換地処分..... (農地調整課)	45
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (土地改良指導課)	45
○土地改良区の定款の変更の認可..... (土地改良指導課)	45
○北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の一部改正(2件)..... (漁港漁村課)	45
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	46
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	46
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	47
札幌医科大学告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	47

規 則

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年1月25日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第1号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則(平成9年北海道規則第42号)の一部を次のように改正する。
第15条第1号中「数値()」の次に「その数値が-0.3未満の場合にあっては-0.3とし、その数値に」を加え、「、その端数」を「その端数」に改め、「(当該地価がBに定める地価を超えるときは、Bに定める地価)」を削る。

第16条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条

第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、別表第2第1号イ、同表第2号(同表第1号イに係る部分に限る。)又は同表第3号(同表第1号イに係る部分に限る。)に該当する場合であって、同項の規定により減免される家賃(家賃が3,500円以下であるために同項の適用がない場合にあつては、当該3,500円以下の家賃)であっても、災害、傷病その他の事情により支払う能力がないと支庁長が認めるときは、家賃の全額を免除することができる。

別表第2第1号ア中「住宅扶養」を「住宅扶助」に改め、同号イ中「該当するとき」の次に「及び家賃が3,500円以下のとき」を加え、「の全額」を「から3,500円を減じた額」に改め、同号ウ中「90,200円以下」を「73,000円未満」に改め、「該当するとき」の次に「及び家賃が3,500円以下のとき」を加え、「 $2.67 \times (\text{収入} \div 1000)^2 + 266.5 \times (\text{収入} \div 1000) - 2,900$ 」を「 $3,500 + (\text{家賃} - 3,500) \times (\text{収入} - 13,000) \div 60,000$ 」に改め、同号工及びオを削り、同表第2号及び第3号中「イからオまで」を「イ又はウ」に改め、同表第4号ア中「123,000円を超える」を「73,000円以上の」に改め、同表に注として次のように加える。

注 この表において収入とは、政令第1条第3号に規定する収入をいう。ただし、この表の第4号アの右欄の政令第2条又は政令第8条に規定する方法による算出の基礎となる収入及び同号イの収入以外の収入については、家賃の減免を受けようとする者に次に掲げる年金又は扶助料(以下この注において「特定支給額」という。)が支給される場合にあつては、当該収入の算出に当たり、所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号の公的年金等の収入金額に特定支給額を含めるものとする。

- 1 国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金及び遺族基礎年金
- 2 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金及び遺族厚生年金
- 3 恩給法(大正12年法律第48号)第2条第1項に規定する扶助料
- 4 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金

別表第4を次のように改める。

別表第4(第36条関係)

所在地	駐 車 場 の 名 称	月 額 使 用 料
上 磯 町	東浜団地駐車場	2,540円
	七重浜団地駐車場	2,540円
	常盤団地駐車場	2,540円
大 野 町	大野中央団地駐車場	2,540円

「粘り抜く熱意と対話」(四島) (しま) (返瀬) 2月7日は北方領土の日です。

七 飯 町	グリーンヒルななえ団地駐車場	2,540円			三砂団地駐車場	2,540円
江 差 町	南ヶ丘団地駐車場	2,540円		深 川 市	緑町西団地駐車場	2,540円
	檜山団地駐車場	2,540円			緑町中央団地駐車場	2,540円
	円山通り団地駐車場	2,540円			南 幌 町	柳陽団地駐車場
俱 知 安 町	南4条団地駐車場	2,540円		沼 田 町	ガーデンタウン沼田団地駐車場	2,540円
	羊蹄団地駐車場	2,540円		旭 川 市	春光高台団地駐車場	3,040円
	しらゆき団地駐車場	2,540円			神楽岡ニュータウン団地駐車場	3,040円
	えぞ富士団地駐車場	2,540円			神居団地駐車場	3,040円
岩 内 町	野束団地駐車場	2,540円		士 別 市	サウスタウン青葉団地駐車場	2,540円
夕 張 市	宮前光団地駐車場	2,540円		名 寄 市	サンピラーなよろ団地駐車場	2,540円
岩 見 沢 市	南利根別団地駐車場	2,540円			マーガレットヴィラ団地駐車場	2,540円
	日の出台団地駐車場	2,540円		富 良 野 市	しらかば団地駐車場	2,540円
	かえで団地駐車場	2,540円		留 萌 市	泉団地駐車場	2,540円
	第3かえで団地駐車場	2,540円			野本団地駐車場	2,540円
	中央南団地駐車場	2,540円			平和台団地駐車場	2,540円
	しらかば団地駐車場	2,540円			栄町団地駐車場	2,540円
			高砂団地駐車場		2,540円	
美 唄 市	ゆたかニュータウン団地駐車場	2,540円		野本中央団地駐車場	2,540円	
	美の里団地駐車場	2,540円		苫 前 町	オリオン団地駐車場	2,540円
芦 別 市	啓南団地駐車場	2,540円		稚 内 市	未広団地駐車場	2,540円
	ひばり第2団地駐車場	2,540円			宝来団地駐車場	2,540円
赤 平 市	文京団地駐車場	2,540円		北 見 市	寿団地駐車場	2,540円
	豊丘南団地駐車場	2,540円			小泉団地駐車場	2,540円
三 笠 市	美園高台団地駐車場	2,540円			高栄団地駐車場	2,540円
滝 川 市	見晴団地駐車場	2,540円			美山第2団地駐車場	2,540円
	滝の川団地駐車場	2,540円		砂 川 市	サンシティーきたみ団地駐車場	2,540円
砂 川 市	すずらん団地駐車場	2,540円				

網走市	大曲団地駐車場	2,540円
	つくしヶ丘3丁目団地駐車場	2,540円
	駒場団地駐車場	2,540円
	グリーンタウンリバーサイド団地駐車場	2,540円
	サンリッチヴィラ団地駐車場	2,540円
	中央公園団地駐車場	2,540円
紋別市	学園団地駐車場	2,540円
	学園第2団地駐車場	2,540円
	学園第3団地駐車場	2,540円
美幌町	鳥里団地駐車場	2,540円
斜里町	かえで西団地駐車場	2,540円
遠軽町	中央団地駐車場	2,540円
室蘭市	祝津団地駐車場	2,540円
	常盤団地駐車場	2,540円
苫小牧市	弥生団地駐車場	3,040円
	錦岡団地駐車場	3,040円
	大成団地駐車場	3,040円
登別市	鷺別団地駐車場	2,540円
	登別西団地駐車場	2,540円
	若山団地駐車場	2,540円
	登別東町団地駐車場	2,540円
	桜木団地駐車場	2,540円
	新川団地駐車場	2,540円
伊達市	舟岡団地駐車場	2,540円
	山下団地駐車場	2,540円
	末永中央団地駐車場	2,540円

静内町	高砂団地駐車場	2,540円
	さくら団地駐車場	2,540円
浦河町	まきば団地駐車場	2,540円
帯広市	緑西団地駐車場	2,540円
	大空2団地駐車場	2,540円
	公園東町団地駐車場	2,540円
	西帯広団地駐車場	2,540円
	緑ヶ丘団地駐車場	2,540円
	新緑団地駐車場	2,540円
	新緑第2団地駐車場	2,540円
	中央団地駐車場	2,540円
	大空団地駐車場	2,540円
音更町	共栄台団地駐車場	2,540円
幕別町	若草団地駐車場	2,540円
釧路市	千歳団地駐車場	3,040円
	新緑ヶ岡団地駐車場	3,040円
	武佐団地駐車場	3,040円
	曙団地駐車場	3,040円
	愛国団地駐車場	3,040円
	住之江団地駐車場	3,040円
	若竹団地駐車場	3,040円
	白樺団地駐車場	3,040円
	クレインヴィラ団地駐車場	3,040円
釧路町	睦団地駐車場	3,040円
根室市	花咲団地駐車場	2,540円
	パークタウン明治団地駐車場	2,540円

中標津町	白樺団地駐車場	2,540円
	泉中央団地駐車場	2,540円

附 則

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの規則による改正前の北海道営住宅条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定によりなされた申請（施行日以後の家賃の減免に係る申請に限る。）は、この規則による改正後の北海道営住宅条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定によりなされたものとみなす。
- この規則の施行の際現に旧規則の規定により家賃の免除を受けている入居者が、施行日以後も継続して新規則別表第2第1号イ、同表第2号（同表第1号イに係る部分に限る。）又は同表第3号（同表第1号イに係る部分に限る。）に係る家賃の減免を受ける場合にあっては、当該入居者に対する新規則第16条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間においては、新規則別表第2第1号イ中次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

施行日から平成18年3月31日まで	3,500円	1,200円
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	3,500円	2,400円

告 示

北海道告示第54号

北海道公債の平成17年2月20日定時償還に係る抽せんの結果、元金を次のとおり償還する。

平成17年1月25日

北海道知事 高橋 はるみ

1 当せんした証書の番号等

銘	柄	償 還 金 額	当せんした証書の番号等		
			10万円券	100万円券	1,000万円券
北海道第22回4号公債	10億5,000万円	1601～1620 1881～1900 1901～1920	100万円券	100万円券	1,000万円券
			1601～1620	2241～2268	2561～2592
			2633～2660	3009～3040	
北海道第22回5号公債	10億5,000万円	511～530 891～910 1931～1950	680～707	803～834	
			680～707	1411～1442	
			1212～1239	3075～3106	
			2668～2695		
北海道第22回6号公債	7億5,000万円	-	-	901～925	

北海道第22回7号公債	9億3,000万円	101～110	191～209	291～319
		221～230	419～437	639～667
		441～450	837～855	1277～1305

北海道第22回8号公債	6億6,000万円	-	-	1035～1056 1343～1364 1783～1804
-------------	-----------	---	---	-------------------------------------

- 2 支払場所 指定支払場所
- 3 償還期日 平成17年2月20日

北海道告示第55号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成17年1月25日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 落札に係る特定役務の名称
産業廃棄物処理特別対策事業
- 2 落札を決定した日
平成17年1月14日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 三友プラントサービス株式会社
(2) 住所 神奈川県相模原市橋本台一丁目8番21号
- 4 落札金額
37,500,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成17年1月4日付け北海道告示第2号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第56号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成17年1月25日

北海道知事 高橋 はるみ

興行の 種別	興行の 題名	制作会社又は 配給会社	指定の 範囲	指 定 の 理 由
映画	義理の姉 いけない発情	オーピー映画	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	年上のOL 悩ましい舌使い	同		

北海道告示第57号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、新十津川町西花月地区の換地処分をした。

平成17年1月25日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第58号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、空知川上流土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成17年1月25日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就 任	平成17. 1. 3	理 事	武藤 一男	富良野市字山部西19線13番地
同	同	同	北村 智	同 字山部西24線1番地
同	同	同	木村 孝	同 字山部東21線13番地
同	同	同	吉田 幸男	同 字山部東13線12番地
同	同	同	長部 薫	同 字山部西17線2番地
同	同	同	東海林 剛	同 字上五区
同	同	同	古田 耕一	同 字上御料
同	同	同	辻澤 勲	空知郡南富良野町字金山十梨別
同	同	同	萩原 千里	同 字下金山
同	同	監 事	山崎 永稔	富良野市字下五区
同	同	同	長沢 洋一	同 字山部西16線6番地
退 任	同 17. 1. 2	理 事	武藤 一男	同 字山部西19線13番地
同	同	同	北村 智	同 字山部西24線1番地
同	同	同	木村 孝	同 字山部東21線13番地
同	同	同	柏倉 正幸	同 字山部西12線9番地

同	同	同	里 博	同	字山部東15線10番地
同	同	同	東海林 剛	同	字上五区
同	同	同	畠山 文彦	同	字上御料
同	同	同	辻澤 勲	同	空知郡南富良野町字金山十梨別
同	同	同	澁谷 英之	同	同 字下金山番外地
同	同	監 事	山崎 永稔	同	富良野市字下五区
同	同	同	長沢 洋一	同	字山部西16線6番地

北海道告示第59号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成17年1月25日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成17. 1. 11	上磯土地改良区
同 17. 1. 17	当麻土地改良区

北海道告示第60号

平成12年北海道告示第1311号（北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定）の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行する。

平成17年1月25日

北海道知事 高橋 はるみ

鬼鹿漁港（小平町）の項を削る。
浜益（浜益地区）漁港（浜益村）の項を次のように改める。

浜益（浜益地区）漁港（浜益村）	1 - 2.5メートル物揚場のうち別図に示す20メートル	2隻以内	4月1日から10月31日まで
	2 西防波堤のうち別図に示す138メートル	11隻以内	

古平漁港（古平町）の項を次のように改める。

古平漁港（古平町）	1 - 3.0メートル岸壁のうち別図に示す25メートル	4隻以内	周年
-----------	-----------------------------	------	----

	2 西防波堤のうち別図に示す108メートル	21隻以内	
--	-----------------------	-------	--

美国漁港（積丹町）の項を次のように改める。

美 国 漁 港 (積 丹 町)	1 - 3.0メートル岸壁のうち別図に示す20メートル	2隻以内	周年
	2 - 5.0メートル岸壁のうち別図に示す30メートル	1隻	
	3 北護岸のうち別図に示す63メートル	15隻以内	
	4 突堤のうち別図に示す37メートル	12隻以内	

虻羅漁港（瀬棚町）の項中「10隻以内」を「9隻以内」に改める。

釜谷（木古内）漁港（木古内町）の項を次のように改める。

釜 谷（木 古 内）漁港 (木古内町)	1 第1船揚場のうち別図に示す45メートル	18隻以内	周年
	2 西防波堤のうち別図に示す30メートル	2隻以内	
	3 南防波堤のうち別図に示す100メートル	13隻以内	

北海道告示第61号

平成13年北海道告示第160号（北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定）の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行する。

平成17年1月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

能取（二見ヶ岡）漁港（網走市）の項中「80隻以内」を「100隻以内」に改める。

沢木漁港（雄武町）の項を削る。

北海道告示第62号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成17年1月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 川上郡弟子屈町字弟子屈43の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 風害の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び弟子屈町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第63号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成17年1月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

留萌市大字留萌村字幌糠2660の1・2717の4・3224・3600（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、2717の1、3213、3216、3218、3220、3222、3227、3231、3232、3248から3250まで、3251の1、3251の5、3252の1、3252の5、3253の2、3254の1、3254の3、3254の4、3256の1、3256の3、3257の1、3257の2、3601から3604まで、字藤山3301（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字幌糠2660の1・3600（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2717の1、2717の4、3213、3216、3218、3220、3222、3224、3227、3231、3232、3248から3250まで、3251の1、3251の5、3252の1、3252の5、3253の2、3254の1、3254の3、3254の4、3256の1、3256の3、3257の1、3257の2、3601から3604まで、字藤山3301

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 紋別郡西興部村字上藻1052の1 (次の図に示す部分の所在場所に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上藻1052の1 (次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 紋別郡雄武町字道有林3の1・5の1・11の1・14の1 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字道有林3の1・5の1・11の1・14の1 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに留萌市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第64号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により、道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年1月25日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等の重複区間
八雲厚沢部線 北海道函館土木現業所	檜山郡厚沢部町字清水199番1地先から 檜山郡厚沢部町字清水207番1地先まで		前	8.80mから 13.80mまで	129.00m	—
			後	16.10mから 32.80mまで	129.00m	—
江差木古内線 北海道函館土木現業所	檜山郡上ノ国町字湯ノ岱国有林檜山森林管理署 2280林班わ小班地先から檜山郡上ノ国町字湯ノ岱 国有林檜山森林管理署2280林班わ小班地先まで		前	31.70mから 39.30mまで	84.36m	—
			後	31.70mから 44.00mまで	84.36m	—
豊富浜頓別線 北海道稚内土木現業所	宗谷郡猿払村字上猿払国有林宗谷森林管理署66林 班け小班地先から宗谷郡猿払村字上猿払国有林宗 谷森林管理署66林班け小班地先まで		前	21.10mから 35.00mまで	100.00m	—
			後	21.10mから 49.00mまで	100.00m	—

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第9号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年1月25日

札幌医科大学長 今井 浩三

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア(ア) 調達をする物品等の名称

ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン(献血)献血ヴェノグロブリン-IHヨシトミ又はこれと同等のもの(2.5g 50ml/瓶)1瓶当たりの単価

(イ) 数量 調達予定数量 1,300瓶

イ(ア) 調達をする物品等の名称

ドセタキセル(20mg(溶解液付)/瓶)1瓶当たりの単価

<p>(イ) 数 量 調達予定数量 2,000瓶</p> <p>ウ(ア) 調達をする物品等の名称 パクリタキセル (30mg 5 ml / 瓶) 1 瓶当たりの単価</p> <p>(イ) 数 量 調達予定数量 5,000瓶</p> <p>エ(ア) 調達をする物品等の名称 ミカファンギンナトリウム (50mg / 10瓶 / 箱) 1 箱当たりの単価</p> <p>(イ) 数 量 調達予定数量 700箱</p> <p>(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。</p> <p>(3) 納 入 期 間 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで</p> <p>(4) 納 入 場 所 札幌医科大学附属病院</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する物品の購入等競争入札参加資格を有すること。</p> <p>(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。</p> <p>(3) 薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく医薬品の一般販売業の許可を受けていること。</p> <p>3 条件付一般競争入札参加資格の審査</p> <p>この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。</p> <p>ア 申 請 時 期 平成17年1月25日から2月25日まで</p> <p>イ 申 請 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した関係書類を提出しなければならない。</p> <p>ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8543 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局業務課</p> <p>4 契約条項を示す場所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局業務課</p> <p>5 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学附属病院臨床第一会議室(A)（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8543 札幌医科大学事務局業務課）</p> <p>(2) 入 札 日 時 平成17年3月9日 午前10時（郵送による場合は、前日までに必着のこと。）</p> <p>(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。</p>	<p>6 入札保証金について 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。</p> <p>7 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交 付 場 所 札幌医科大学事務局業務課</p> <p>(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。</p> <p>8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のオ及び3の(1)による。</p> <p>9 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次に由る。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(1) 名 称 北海道札幌医科大学事務局業務課</p> <p>(2) 所 在 地 郵便番号 060 - 8543 札幌市中央区南1条西16丁目 電話番号 011 - 611 - 2111 内線 3114</p> <p>10 Summary</p> <p>A . Nature and quantity of the products to be procured.</p> <p>a(1) Nature : Polyethylene Glycol Treated Human Normal Immunoglobulin(2.5 g 50ml) Kenketsu Venoglobulin-IH YOSHITOMI or its equivalent (Bidding price should be given for 1 vial)</p> <p>(2) Quantity : 1,300 vials.</p> <p>b(1) Nature : Docetaxel 1vial (20mg). (Bidding price should be given for 1 vial)</p> <p>(2) Quantity : 2,000 vials.</p> <p>c(1) Nature : Paclitaxel 1 vial (30mg). (Bidding price should be given for 1 vial)</p> <p>(2) Quantity : 5,000 vials.</p> <p>d(1) Nature : Micafungin sodium 1vial (50mg). (Bidding price should be given for 1vial)</p> <p>(2) Quantity : 700 boxes (7,000 vials).</p> <p>B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., March 9, 2005.</p> <p>C . Contact : Distribution Administrative Division, Department of Administration, Sapporo Medical University, Minami 1-jo Nishi 17-choume, Chuuo-ku Sapporo-shi, Hokkaido, Japan 060-8543 Phone : 011-611-2111 Extension 3114</p>
---	--